

学校教育法改正に伴う対応について

令和7年9月30日（火）

《資料目次》

1	学校教育法の一部を改正する法律の概要	… 1
2	学校教育法の改正を受けた主な制度改正事項	… 2
3	学生の修了認定について	… 3
4	入学資格・在籍者の呼称について	… 6
5	自己点検評価及び外部評価について	… 7
6	教職員の研修について	… 10
7	特定専門課程について	… 11
8	専攻科について	… 13
9	学則変更を要する事項について	… 15
10	都の認可基準等の改正について	… 16
11	スケジュールについて	… 18

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、**専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設**、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
 - ※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」に改める。
 - ※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
 - ※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
 - ※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称**することができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付け**るとともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

出典：学校教育法等の改正に伴う各専修学校における対応について（文部科学省）

学校教育法の改正を受けた主な制度改正事項

専門課程

	改正前
修了認定	【800単位時間（単位制による学科にあつては30単位）×修業年限以上の授業時数（単位数）】の履修（修得）
入学資格	高等学校等を卒業した者に <u>準ずる学力</u> があると認められる者 （現行の要件） ・ <u>修業年限が三年以上の専修学校の高等課程</u> を修了した者 等
在籍者の呼称	生徒
専門士の称号	告示に基づき、文部科学大臣が認定した課程を修了した者は称することができる。
自己評価及び外部評価	小学校等と同等の項目での自己評価が義務。 学校関係者評価が努力義務。



	改正後
修了認定	【 31単位 ×修業年限以上の単位数】の修得（ <u>単位数に統一</u> ） ※学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに学生の修得単位数に基づき当該学年の課程の修了の認定を行うことも可能とすることを検討。
入学資格	高等学校等を卒業した者と <u>同等以上の学力</u> があると認められる者 （改正後の要件） ・ <u>専修学校の高等課程（文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。※）</u> を修了した者 等 ※現行制度における大学入学資格が得られる高等課程
在籍者の呼称	学生
専門士の称号	特定専門課程（※）を修了した者は称することができる。 ※現行制度における大学編入学が認められる専門課程
自己評価及び外部評価	大学と同等の項目での自己点検評価が義務。 外部評価が努力義務。

専攻科

	改正前
専攻科の設置	（新設）
高等教育の修学支援新制度	
大学院入学資格	
高度専門士の称号	



	改正後
専攻科の設置	特定専門課程を置く専修学校には、設置が可能。
高等教育の修学支援新制度	専攻科（大学の学部にあつては文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）の学生を対象とする。
大学院入学資格	専攻科（文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）を修了した者について認めることを検討。
高度専門士の称号	大学院入学資格を得られる専攻科の修了者は称することができることを検討。

学生の修了認定について

■ 単位制への移行①（令和8年4月1日施行）

○単位制とは…学年による教育課程の区分を設けず、学年ごとに課程の修了の認定(進級認定)を行うことなく、卒業までに決められた単位を修得することで卒業が認められる制度


○令和8年4月1日から**専門課程をもつ全ての専修学校は単位制へと移行**

従来の授業時数制（800単位時間以上×修業年限）から**31単位以上×修業年限の単位で設定する制度に改正**

※現行、学生の修了認定を授業時数で設定している場合及び30単位で設定している場合は、

年間31単位以上に組み替える必要があるが、原則として教育課程（カリキュラム）の変更を求めるものではない。

※適用は施行日以後の入学者から。**施行日前の入学者については、従前の規定が適用**される。

昼夜通信の区分	変更内容	
昼間	(現行) 800単位時間 (30単位) 以上×修業年限 →31単位以上×修業年限	 一定の要件 (2年以上かつ 62単位以上) を満たせば 特定専門課程に
夜間	(現行) 450単位時間 (17単位) 以上×修業年限 (※最低でも800単位時間以上) →17単位以上×修業年限 (※最低でも31単位以上)	
通信制	(現行) 17単位以上 (印刷教材+遠隔授業)+対面授業120単位時間以上)×修業年限 (※最低でも30単位以上) →17単位以上 (印刷教材+遠隔授業)+対面授業120単位時間以上)×修業年限 (※最低でも31単位以上)	
共通	○「授業時数」で定めている規定を「単位数」に修正 ○教育課程表の各授業科目を「単位数」に換算（計算方法は次ページ参照） ○授業時数の単位数への換算規定がある場合は削除 ○履修科目の1年間（又は1学期）の登録上限を記載 等	

学生の修了認定について

■ 単位制への移行②（単位の計算方法）

○ 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準

【専修学校設置基準】（各授業科目の単位数）第28条の4

◎講義・演習

15時間～30時間の範囲で学校が定める授業時数をもって1単位

◎実験・実習・実技

30時間～45時間の範囲で学校が定める授業時数をもって1単位

文科省QAより

Q 全ての単位を15時間で構成することは可能か。また、旧制度の800時間を下回ることがあってよいのか。極端な話、全ての授業を15時間×31単位で授業を行っても問題ないか。

A 今回の改正は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校の専門課程の高等教育機関としての位置付けの明確化を図るためのものです。単位制への移行にあたっては、改正前の専修学校設置基準第16条に規定する授業時数（昼間学科であれば1年間にわたり800単位時間以上）を踏まえて、引き続き同水準以上の教育課程を編成することに留意していただきますよう、お願いいたします。

○指定養成施設について

- ・指定養成施設においては、**各指定養成施設の基準等も遵守する必要があります**（例：1単位当たりの授業時間の下限時間、授業時間数の併記等）。今般の法改正に伴う指定養成施設基準への影響は把握していないため、各指定養成施設所管部署にご確認ください。
- ・学則変更等に伴い、各指定養成施設所管部署への届出や報告が必要な場合、期日等は指定養成施設所管部署の指示に従ってください。

◆各授業科目の用語について

（法令等に明確に定義されているものではないため、参考としてご確認ください。）

講義	教授者の説明によって行われる授業
演習	少人数、かつ、学生の主体的な参加を求める双方向の授業
実験	ある理論や仮説で考えられていることが、正しいかどうかなどを実際に試してみること
実習	講義などで学んだ技術や方法などを実地または実物にあたって学ぶこと
実技	技術や演技などを実際に行うこと

なお、必ずしも厳密に切り分けられるものではなく、複数の要素を含む授業形態もあるため、こういった要素が授業の大半を占めているか等を確認いただき、適切に分類してください。

学生の修了認定について

■ 単位制への移行②（学年制等について）

- 専門課程は全て単位制となるが、**従来どおり学年制を設けることは可能**
- 各学校のカリキュラム等に併せて、学年の区分を設けない単位制、または学年制による単位制とするか判断

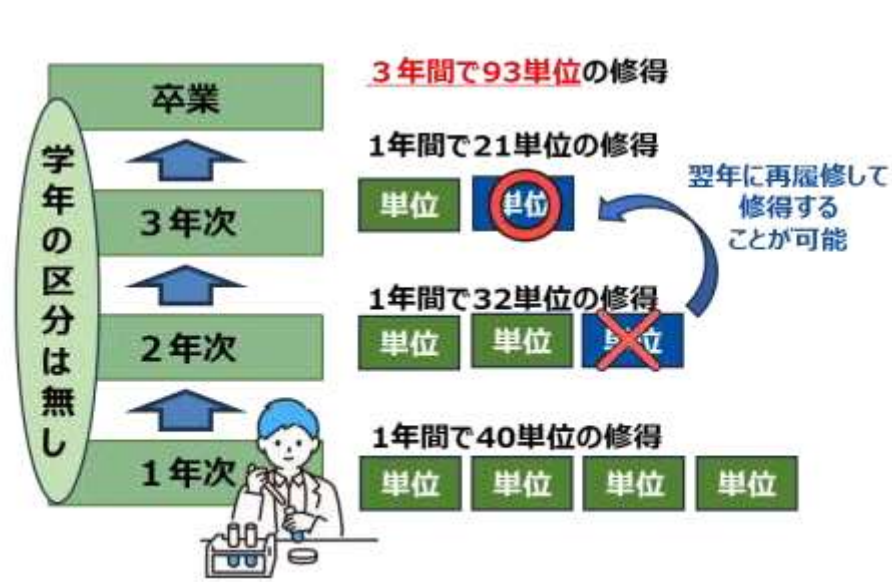
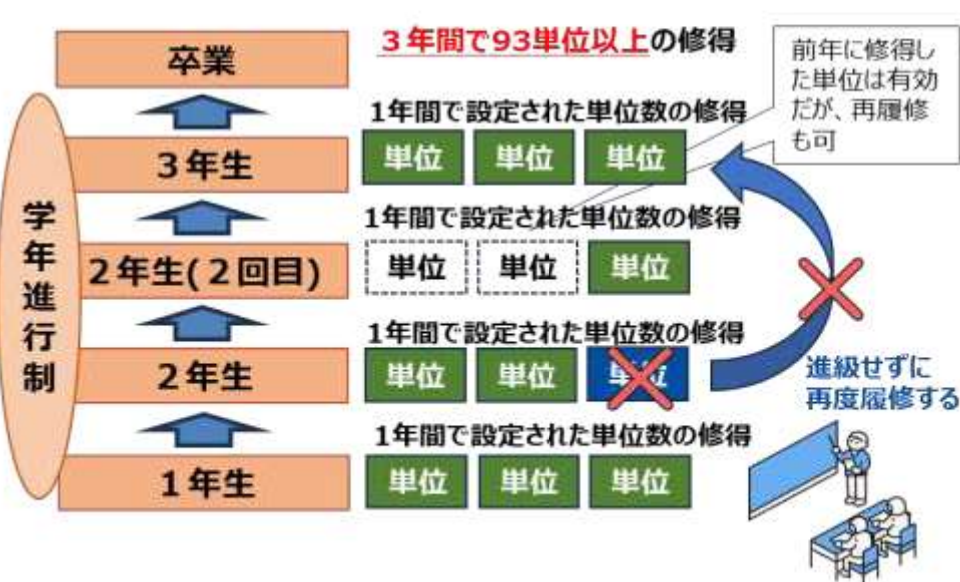
カリキュラムの例

学年制

各専修学校において、1学年あたりに修得すべき単位数を設定します。決められた数の単位を修得しなければ、もう一度当該学年をやり直すことになります。既に取得した単位は有効ですが、再履修を妨げるものではありません。

学年の区分を設けない課程

各専修学校において、卒業までに修得すべき単位数を設定します。基本的に、各年次で修得できなかった単位があった場合でも、卒業までに必要な単位を修得することで卒業することが可能となります。



※学年制による単位制では、落とした単位だけでなく全ての単位を再履修させるためには、学則上の規定の有無に関わらず**学生との個別の合意が必要**（この対応を義務づける趣旨ではありません。各学校で遺漏のないようご対応をお願いします。）

入学資格・在籍者の呼称について

■ 入学資格要件の厳格化（令和8年4月1日施行）

- 高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とする（大学の規定を準用）。
（大学入学資格の指定を受けていない場合）高等課程修了者が対象外となる。

※令和7年度までに専修学校専門課程に入学した者に係る専門課程の入学資格及び大学編入学資格は従前のとおり

（現行）学則作成例

（入学資格）

第〇条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) **修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者**
- (8) 学校教育法第90条第2項の規程により大学に入学したものであって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
- (9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

▶ 「**専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）**で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」に改正

■ 在籍者の呼称の改正（令和8年4月1日施行）

- 専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「**学生**」に改正
- 高等課程、一般課程は従前どおり「生徒」のため留意すること

（参考）現行制度において大学入学資格が得られる高等課程（2590単位時間（74単位））

自己点検評価及び外部評価について

出典：学校教育法等の改正に伴う各専修学校における対応について（文部科学省）

専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校（専門学校）に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置（令和8年4月1日施行）



委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント（専門学校）

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者（分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など）で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、 第三者評価：5年以内に1回（学校関係者評価：毎年度1回（任意）
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、**メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。**

※高等専修学校については、自己評価（義務）と学校関係者評価（努力義務）を行うこととなっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

参考：専修学校の外部の識見を有する者による評価（第三者評価）のポイント

1. 評価項目等

第三者評価で**確認する項目**は、自己点検評価の項目のうち**教育内容に関することを中心に評価しつつ、既に養成施設指定規則等で外部による点検等がある場合などは、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等をするなどメリハリを付けて評価**

2. 第三者評価の実施

評価の信頼性や質の確保の観点から、**評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件**を満たした者が実施するようガイドラインで示すとともに、学校が評価の実施者を責任を持って選択

※安定的で、質の高い第三者評価を実施するためにも、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。
※第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、評価ガイドラインの普及・啓発の支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

3. 第三者評価を求める対象

第三者評価は法的には努力義務だが、大学等と同水準の質の保証が求められる場合や特別な教育課程や取組に対する認定要件に関するフォローアップが求められている場合等もあることを踏まえ、**①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校については、令和8年4月1日からの第1期間において第三者評価の実施を求める**

※ 評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、期間内に実施できない場合も想定されるため、その場合は認定の取り消しは行わず、速やかに実施を求めることとする。
※ 職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断

4. 第三者評価の評価期間、結果の取り扱い

第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、**5年以内に1回実施**
評価の結果は、**学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告**

5. 評価の実施体制の構築

評価の実施者や教職員の研修等を充実するとともに、すべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みを各地域、各分野において早急に構築

出典：文部科学省資料

■ 自己点検評価（令和8年4月1日施行）

○小学校等と同等の項目での自己評価から**大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け**

■ 外部の識見を有する者による評価（第三者評価）の努力義務化（令和8年4月1日施行）

○従来は任意で実施していた**外部の識見を有する者による評価（第三者評価）が努力義務化**

→ただし①②の学校は、令和8年度～令和12年度の期間において第三者評価の実施を求める

①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校

②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校

※職業実践専門課程の認定校については令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断

○評価の結果は、**学校のHPに掲載**するなど社会へ公表するとともに、**所轄庁へ報告**

→所轄庁は評価結果を踏まえ、必要に応じて指導・助言

○評価期間は、**5年以内に1回実施**

○実施者は組織・団体だけでなく、ガイドラインで示された要件を満たす者（3名以上）でも可とし、学校が評価の実施者を責任を持って選択

以下の要件を満たす者**複数名（3名以上）**で構成

- ① 当該学校・学科の分野に精通している者
- ② 専修学校に識見を有する者
- ③ 大学等の評価経験者 等

東京都では自己点検評価、第三者評価への補助を実施しています！

詳しくは以下のホームページをご覧ください

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000714>

教職員の研修について

■ 教職員研修の義務化（令和8年4月1日施行）

○高等教育機関としての教育の質の確保を図るため、新たに教員及び事務職員等に対する研修、専修学校における授業内容・方法の改善のための研修・研究についての規定を整備

【研修の例】

- ・ 授業実践に関する教員研修の実施 ⇒ より効果的な授業の実施に貢献

【研究の例】

- ・ 教員同士による研究授業の実施 ⇒ 他の教員からのフィードバックを踏まえた授業の改善や、よりよい授業を参考にした質の向上

※具体的な内容や回数等に関する要件はありません。

（参考）専修学校設置基準

（組織的な研修等）

第四十条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

※一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行っている教職員向けの研修事業も御活用ください。

URL : https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi

特定専門課程について

■ 特定専門課程とは

- 一定の要件を満たす専門課程を定義づけた学校教育法上の用語（新たな制度が創設されるわけではない）
 - ・ 特定専門課程の基準は、**修業年限2年以上、通算62単位以上**の修了（大学編入学資格が付与）
 - 2年以上の昼間学科の基準と同様のため、当該学科はすべて特定専門課程となる（夜間学科、通信制の学科も基準を満たせば特定専門課程となる）
 - ・ 課程の名称について、△△専門課程から△△特定専門課程へと名称変更する必要はない
 - ・ 特定専門課程であることを学則に明記する必要はない

専修学校の課程 ※令和8年度以降

専門課程（専門学校）

【目的】高等学校等における教育の基礎の上に、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第3項）

特定専門課程

※一定の要件を満たす専門課程を定義づけた学校教育法上の用語であり、新たな制度が創設されるものではなく、あくまでも専門課程の概念に含まれるものです。
要件：修業年限2年以上、修了に必要な単位数が62単位以上

高等課程（高等専修学校）

【目的】中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第2項）

一般課程

【目的】高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。

（学校教育法第124条、第125条第4項）

専攻科 ※令和8年度より設置が可能となる

【目的】精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること。

※学校教育法一部改正法により、特定専門課程を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科を設置することができるようになる。

■ 専門士の称号

- 特定専門課程を修了した者は、専門士と称することが可能
- 学則に、修了により専門士と称することができる旨の記載が必要 (学教法施行規則第4条第1項第6号：卒業に関する事項)
- 専門士の文部科学大臣認定制度は廃止

学則に専門士（高度専門士）の根拠規定の記載がある場合、改正が必要（卒業証書等も同様）

(令和7年度までの入学者については、旧認定制度が適用。施行日前の入学者がいる間は、学科の名称変更、廃止の手続きが必要)

■ 高度専門士の称号

- 大学院に入学することができる専門課程又は専攻科の修了者は高度専門士と称することが可能
- 学則に、修了により高度専門士と称することができる旨の記載が必要
- 高度専門士の文部科学大臣認定制度は廃止

→ 高度専門士の認定のみを受けている課程が引き続き称号を付与したい場合、

大学院入学資格の指定を受ける必要がある (次年度以降～対象者が卒業する年度までに申請)

(令和7年度までの入学者については、旧認定制度が適用。施行日前の入学者がいる間は、学科の名称変更、廃止の手続きが必要)

専門課程 ※令和8年度以降

特定専門課程

【専門士の課程】

修業年限2年以上・修了要件が62単位以上の専門課程(特定専門課程)

→ 修了した全ての学生に対して**専門士の称号**が付与

【高度専門士の課程】

修業年限が4年以上他要件を満たし、

大学院入学資格の指定を受けた専門課程(特定専門課程)

→ 修了した全ての学生に対して**高度専門士の称号**が付与 ※専門士の称号も併せて付与

修業年限2年未満

の専門課程

※専門士等の

称号付与はなし

専攻科について

■ 専攻科（設置する場合のみ）

○特定専門課程を置く専修学校には、修業年限を1年以上とする専攻科（※）が設置できる

（※）専攻科とは

目的：精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること
入学資格：専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
要件：**特定専門課程を置く専修学校**に設置することができる。

○専攻科を設置する場合、**所轄庁へ届出が必要**（新設「専攻科設置届」）

■ 適格専攻科（設置する場合のみ）

○適格専攻科の要件

- ①**特定専門課程と通算して修業年限が4年以上であること**
- ②**特定専門課程と通算して全課程の終了に必要な総単位数が124単位以上であること**
- ③**特定専門課程と体系的な教育課程を編成していること**

→適格専攻科に該当するものは、現状右記の3例のみ

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるもの（国家資格に係る規程に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの国家資格を取得することができるもの等を対象）

専門課程	専攻科
①看護師	→ 助産師、保健師
②2級自動車整備士	→ 1級自動車整備士
③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	→ 左記の資格の教員

▶ 適格専攻科は**修学支援新制度の支援対象**、修了者に**大学院入学資格を付与**（=修了者に**高度専門士の称号を付与**）

※施行と同時に適格専攻科を設置する場合、R7中に所轄庁へ専攻科設置届の提出、大学院入学資格の文部科学大臣指定に係る申請が必要（大学院入学資格に係る提出期限、手続きの詳細は別途文科省HPに公表予定）

※これまで修学支援新制度の対象ではなかった学校が、新たに制度の対象となるには、機関要件の確認を受けることが必要

学則変更を要する事項について

■ 提出期限について

○学則変更届の提出期限は、令和8年1月末までを目安とする。【都直轄校】

（上記期日は目安とします。所轄庁により学校数や体制等が異なるため、提出期限については各所轄庁の指示に従ってください。）

■ 学則変更事項 ◎必須 ○該当する場合のみ

◎**在籍者の呼称関係**（「生徒」⇒「学生」）

○**単位制関係**・・・既に単位制かつ年間31単位以上の学校は変更不要

○**専門士、高度専門士関係**・・・既に専門士・高度専門士に関する規定がある場合は変更不要

学則に「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）に基づき」や「文部科学大臣告示に基づき」など、**根拠規定の記載がある場合は、根拠規定の部分を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2（高度専門士は第186条の3）」に改める必要があります。**
※卒業証書等にも根拠規定の記載がある場合は、同じく改正が必要となります。

○**学校評価関係**・・・外部評価（第三者評価）は努力義務ではあるが、規定を追記することが望ましい

○**専攻科関係**・・・専攻科を設置する場合のみ

■ 学則作成例について

○本改正内容を踏まえた都内私立専修学校向け学則作成例を後日お示しします。

都の認可基準等の改正について

(1) 一部改正を行う基準等（R 8年4月1日から施行予定）

- 準学校法人設立認可基準
- 東京都私立専修学校設置認可取扱内規
- 東京都私立専修学校設置認可取扱要領
- 私立各種学校規程施行内規

※ その他、学則作成例や認可届出に係る様式について、関連する箇所の一部改正を予定。

(2) 主な改正箇所

- 学級に関する規定の改正（次ページ詳述）
- 修了要件に係る規定の改正（単位数による修了要件の追加、夜間等学科の修了要件の明文化）
- 専門課程の**在籍者の呼称の改正**（生徒→学生）
- 高等課程及び一般課程の**単位制学科の名称の改正**（単位制による学科→学年による教育課程の区分を設けない学科）
- 日本語教育機関認定制度の創設による日本語学科の設置に係る規定の改正（経過措置あり）
- その他、文言整理

(3) 学級に関する規定の改正

○現状、学級という概念や学級担任制が多くの学校で定着している（R6都アンケートより）

○法改正により専門課程は全て単位制となるが、**従来どおりの学年制（による単位制）も可能**

○一方、学年の区分を設けない単位制では、**必ずしも学級を設置して授業を行う必要がないため、学級を置かない場合の規定を新たに設ける**

○なお、基準の内容については、学級の設置有無に関わらず、現行と同等とする

●準学校法人設立認可基準 ⇒学級（1授業あたり）の生徒定数に関する規定

	現行	改正後
【準学校法人設立認可基準】 第8条	1学級の定数は、40人を超えないこと。ただし、特別の理由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでないこと。	1学級の生徒等定数及び一の授業科目について同時に授業を行う <u>生徒等の数</u> は、40人を超えないこと。ただし、特別の理由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでないこと。

●東京都私立専修学校設置認可取扱内規 ⇒教員、教室に関する規定

	現行	改正後
【東京都私立専修学校設置認可取扱内規】 (教員の数) 第5条第1項	基幹教員は、学級数以上の数を確保するものとする。ただし、通信制の学科を除く。	基幹教員は、学級を置く場合には学級数以上の数を、 <u>学級を置かない場合には課程ごと、学科の属する分野ごとの生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の総定員を40人で除して得た数以上の数を確保するものとする。</u> …略
【東京都私立専修学校設置認可取扱内規】 (校舎等) 第8条第8項	普通教室の数は、学級数と同数を確保するものとする。	普通教室の数は、学級を置く場合には学級数と同数を、 <u>学級を置かない場合には特別教室及び実習実験室を含め同時に授業を行う組の数を確保するものとする。</u>

スケジュールについて

○令和7年8月下旬

文部科学省

- 政省令（学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準）の公布（8/28）

○令和7年9月下旬

東京都

- 都の認可基準等改正→通知
- 区市／学校向け説明会実施（オンライン開催）（9/30）

学校（専門課程を有する全専修学校）

- 学則変更届の提出
【学則変更を要する主な事項】
 - ✓ 学生の修了認定（授業時数→単位数）
 - ✓ 専門士、高度専門士称号の明記
 - ✓ 在籍者の呼称（生徒→学生）
 - ✓ 学校評価関係
 - ✓ 専攻科（適格専攻科）関係（設置する場合のみ）
- 専攻科設置届の提出（設置する場合のみ）

【令和8年4月1日以降対応すべき主な事項】

- 第三者評価の実施（努力義務化）
（令和8年4月1日以降、5年以内に1回実施）
- ✓ 大学院入学資格が付与される専門課程・専攻科、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校は義務化
- 教職員研修の実施（義務化）

○令和8年1月末
（届出提出目安）

東京都

- 私立専修各種学校事務処理手引の改訂・発行

所轄庁

- 学則変更届の審査及び受理

○令和8年4月1日
改正学校教育法施行

(参考) 学校教育法改正に関連する文科省の動向

日付	内容
令和6年6月14日	学校教育法の一部を改正する法律の公布 【通知】学校教育法の一部を改正する法律の公布について
令和7年6月11日	「専修学校における学校評価ガイドライン」の改訂 専修学校における学校評価・情報提供について：文部科学省
令和7年7月18日	学校教育法施行令の一部改正
令和7年8月28日	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法施行規則の一部改正・専修学校設置基準の一部改正
今回の改正に係る解説資料、Q&A集（文部科学省ホームページ） 学校教育法の改正について：文部科学省	
学校教育法の改正に関するお問合せフォーム（文部科学省ホームページ） 学校教育法等の改正に関するお問い合わせフォーム（令和7年9月～）	

○法改正に関する一般的なお問い合わせは文部科学省の「お問い合わせフォーム」をご活用ください。

○学校のカリキュラムや教育内容等、学校運営に関する具体的なお問い合わせは所轄庁までご連絡ください。